令和８年４月２３日

PTA 会員　様

馬室小学校 PTA 会長　島田　優子
馬 室 小 学 校 長　稲垣　裕子

PTA 総会（書面会議）の開催について

春陽の候、PTA 会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より馬室小学校 PTA 活動にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年度も PTA 総会を書面にて開催いたします。

つきましては、下記の議事事項（１）～（９）につきまして、PTA 会員の皆様からご回答を頂きたくお願い申し上げます。

なお、**回答期限は令和８年５月１日(金)まで**とさせていただきます。期間が短くなっておりますが、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

★議事について

（１）～（５）：昨年度の活動および決算報告。
（６）～（８）：本年度の役員及び事業計画、PTA 会費・学校関係費予算案。
（９）　　：会長が選出されなかった場合についての会則改正案。

★回答方法について

了承・却下という形でご選択いただき、メールに記載のリンクよりご回答ください。
却下の場合は、お手数ですが理由及び対案を必ずご記入ください。

★役員名簿は期間限定の掲載となります。閲覧には別途配信のパスワードが必要です。

★会計報告等の原本は、学校保管となります。

令和８年度

PTA 総会



馬室小学校ＰＴＡ

令和８年度 PTA 総会 次第

1　会長あいさつ

2　校長あいさつ

3　議事

（１）　令和７年度事業報告

（２）　令和７年度 PTA 会費・学校関係費会計決算報告

（３）　令和７年度リサイクル運動会計報告

（４）　令和７年度わんぱくの森修理基金会計報告

（５）　令和７年度周年行事積立金会計報告

（６）　令和８年度新役員（案）

（７）　令和８年度事業計画（案）

（８）　令和８年度予算（案）

（９）　PTA 会則改正（案）

日頃より馬室小 PTA 活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。
PTA 会長として４年目を務めさせていただきます島田優子です。

近年、少子化による児童数・家庭数の減少、共働き家庭・ひとり親家庭の増加、単学級の増加に伴う教職員数の減少、さらには上尾道路建設工事に伴う転居による地域の方々の減少など、学校を取り巻く環境には大きな変化が生じております。
これらの変化は PTA 活動にも直接的な影響を及ぼしており、従来の体制や人員を前提とした活動を維持することが難しくなっているのが現状です。

多くのご家庭が共働きである今、保護者の皆さまが学校へ協力できる時間も限られてきています。「児童一人につき必ず１回、役員として協力する」から「できる人が、できるときに、できることを」という考え方へと見直しを進めてきた PTA 活動ですが、その前提自体も変わりつつあります。
こうした状況を踏まえると、本当に必要な活動を選び取り、無理のない形で PTA を再構築していくことが、今まさに求められていると強く感じております。

PTA は、子どもたちの安心安全と健やかな学校生活を守るために存在する組織です。その目的は変わりませんが、活動の在り方は時代に合わせて見直していく必要があります。本年度は、保護者・教職員・地域の皆さまと気持ちを寄せ合いながら、関わることに意味を感じられる PTA 運営を一緒に考えていきたいと思っております。
皆さまからのご意見やお気持ちを大切にしつつ、一つひとつの活動を丁寧に見直し、より良い運営を模索してまいります。

子どもたちにとって安心して過ごせる学校環境を守るため、誠心誠意努めてまいりますので、本年度１年間、温かいご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

令和８年度 PTA 会長　島田優子

令和８年度、桜吹雪の舞う中、始業式と入学式を迎え、１か月ほどが経ちました。１年生をはじめ、各学年、クラスともに落ち着いた生活ぶりで、校庭では子どもたちの明るく元気な声が飛び交っています。私も馬室小学校に着任して１か月経ちましたが、子供たちから返ってくる挨拶も少しずつ大きくなり、ようやく馬室小学校の一員と認めてもらえてきたとホッとしているところです。

さて、保護者の皆様方には、平素から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、改めて感謝申し上げます。また、島田会長様をはじめとする令和７年度のPTA 執行部及び役員の皆様におかれましては、学校と子供たちの教育活動を支えていただき誠にありがとうございました。児童数減少が大きく影響を及ぼす中での学校行事やPTA 活動への対応は、多大なご苦労と改善があったこととご推察いたします。そうした中、子供たちの学びを止めることなく、教育活動を行うことができましたのも、皆様の多大なるご理解とご協力によるものと改めて厚くお礼を申し上げます。島田会長様をはじめとする、令和８年度のPTA 執行部及び役員の皆様におかれましても、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和８年度の入学生は３１名であり、全校児童数は２５６名と減少傾向に変わりはありません。そうした中、PTA 活動の存続に向けて、対話を続け知恵を絞らせていただきたいと考えております。「不易流行」という言葉があります。いつまでも変わらない本質的なものを大切にしつつ、新しい変化も取り入れていく学校経営に努めてまいりますので、PTA の皆様におかれましても子供たちの健やかな成長のために、共に力を合わせて教育活動を推進していただけますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、馬室小学校ＰＴＡの益々の発展をご祈念申し上げまして、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

鴻巣市立馬室小学校
校　長　稲垣　裕子

令和7年度 PTA事業報告

月	日	執行部	日	児童安全部	日	保健体育・家庭教育部	日	ベルマーク部
4	22 22	執行部会 新旧PTA役員会 PTA総会（書面）	22	新旧PTA役員会 引継ぎ、部会 PTA総会（書面）	22	新旧PTA役員会 引継ぎ、部会 PTA総会（書面） AED講習会予約・案内文作成	22	新旧PTA役員会 引継ぎ、部会 PTA総会（書面）
5	9 15 15 16 23 24 27	市P連新旧常任理事会 執行部会、第1回PTA役員会 AED講習会 第1回学校運営協議会 馬室小運動会前日準備協力 馬室小運動会当日協力 放課後子ども教室第1回実行委員会	 15 24	ひとり一役見守り当番案内文作成・発行 第1回PTA役員会、部会 AED講習会 馬室小運動会当日協力	 15 24	 第1回PTA役員会、部会 AED講習会 馬室小運動会当日協力	 15 24	 第1回PTA役員会、部会 AED講習会 ベルマーク回収/仕分け 馬室小運動会当日協力
6	2 5 24 27	プール清掃協力 第1回リサイクル運動事業所回収 鴻巣市学校保健会総会 第2回PTA役員会（書面） 水難危険箇所巡視 市P連第1回常任理事会	5 24	登校指導当番/下校時パトロール 第2回PTA役員会（書面）	 5 24	 第1回リサイクル運動事業所回収 第2回PTA役員会（書面）	 24	 第2回PTA役員会（書面）
7	10 14 25 28	馬室っ子すこやか委員会 第1回 会計監査 南部地区人権教育実践報告会 水難パトロール カーテン洗濯	4	登校指導当番/下校時パトロール 2学期旗振り当番表作成・発行	10	馬室っ子すこやか委員会 第1回		
8		.		「無事カエル」作成準備				部会、ベルマーク回収/仕分け
9	4	執行部会	5	登校指導当番/下校時パトロール				
10	2 3 16 22	第2回リサイクル運動事業所回収 市P連第2回常任理事会 陸上競技大会 第3回PTA役員会（不開催）	 5 22	 登校指導当番/下校時パトロール 第3回PTA役員会（不開催）	2 22	第2回リサイクル運動事業所回収 第3回PTA役員会（不開催）	 22	 第3回PTA役員会（不開催） 部会、ベルマーク回収/仕分け
11	8 17 24 27	馬室っ子音楽会 安全ボランティア連絡会 鴻巣市青少年健全育成『市民のつどい』 第2回学校運営協議会	5 17	登校指導当番/下校時パトロール 安全ボランティア連絡会			 28	
12	4 16 25	第3回リサイクル運動事業所回収 会計監査 鴻巣士防犯講習会		3学期旗振り当番表作成・発行	4	第3回リサイクル運動事業所回収		
1	18 29 30	鴻巣市人権・男女共同のつどい 新入学児童保護者説明会 第3回学校運営協議会 市P連第3回常任理事会	8	登校指導当番/下校時パトロール				
2	 12 18 20 24	執行部会・新旧執行部役員顔合わせ 馬室っ子すこやか委員会 第2回 第4回PTA役員会（書面） 鴻巣市学校保健研修会 放課後子ども教室第2回実行委員会	5 18 18・19 部会、1学期旗振り当番表作成	登校指導当番/下校時パトロール 第4回PTA役員会（書面） 次年度役員選出司会進行	 12 18 18・19 AED講習会予約	 馬室っ子すこやか委員会 第2回 第4回PTA役員会（書面） 次年度役員選出司会進行	 18 18・19 22	 第4回PTA役員会（書面） 次年度役員選出司会進行 部会、ベルマーク回収/仕分け
3	10 24 30	学年会計監査 青少年非行防止パトロール 馬室小学校卒業証書授与式 PTA会計監査	5	登校指導当番/下校時パトロール 1学期旗振り当番表作成・発行				集計報告とお礼の手紙の作成・発行
4	 21	 新旧PTA役員会 PTA総会（書面）	 14・15 21	登校指導当番 ひとり一役選出司会進行 新旧PTA役員会 PTA総会（書面）	 14・15 21	 ひとり一役選出司会進行 新旧PTA役員会 PTA総会（書面）	 14・15 21	 ひとり一役選出司会進行 新旧PTA役員会 PTA総会（書面）

※ベルマーク回収/仕分けは、テトラパック・インクカートリッジ回収も含みます。

令和７年度　　ＰＴＡ会費・学校関係費　会計決算報告

単位：円　　鴻巣市立馬室小学校

項目			予算（A）	決算（B）	比較増減(B−A)	摘要
収入の部	会費		1,080,000	1,076,000	△ 4,000	年額４，８００円×（家庭数２０３＋職員２１人） ８００円×１（職員１人）
	繰越金		601,549	601,549	0	前年度繰越金
	預金利子			1,408	1,408	預金利子
	雑収入		0	10,000	10,000	市家庭教育学級補助（市教委生涯学習会より）
収入の合計			1,681,549	1,688,957	7,408	
支出の部	会議費		0	0	0	
	内訳	総会費	0	0	0	
		雑費	0	0	0	
	需要費		330,000	94,221	△ 235,779	
	内訳	事務費	50,000	10,423	△ 39,577	印刷機インク・マスター　等
		消耗品費	30,000	29,003	△ 997	体育館モップ　等
		備品費	30,000	34,366	4,366	モップ絞り器・コードリール　等
		環境整備費	150,000	20,429	△ 129,571	噴霧器・除草剤　等
		旅費	5,000	0	△ 5,000	
		渉外費	15,000	0	△ 15,000	
		慶弔費	50,000	0	△ 50,000	
	活動費		51,000	18,413	△ 32,587	
	内訳	常任委員会費	30,000	8,395	△ 21,605	行事用消耗品購入・プリンターインク　等
		家庭教育部・保健体育部費	6,000	6,000	0	研修会開催費　等
		広報部費	0	0	0	休部
		児童安全部費	10,000	2,388	△ 7,612	マスコット人形材料　等
		ベルマーク部	5,000	1,630	△ 3,370	備品購入・送料　等
	各種負担金		50,000	21,720	△ 28,280	県安全互助会加入費用　　市Ｐ連負担金　等
	教育振興費		700,000	700,000	0	学校行事、教育活動諸費用補助　等
	周年積立金		150,000	150,000	0	１５０周年事業に向けての積み立て
	予備費		400,549	0	△ 400,549	
支出の合計			1,681,549	984,354	△ 697,195	

差引残高・・・収入合計（1,688,957円）　－　支出合計（984,354円）　＝704,603円

上記の通り報告致します。但し、残高（704,603円）は、令和８年度に繰り越します。

令和8年3月27日

鴻巣市立馬室小学校ＰＴＡ
会　長　　島田　優子　㊞

上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年3月30日
監事

令和7年度　リサイクル運動会計報告

鴻巣市立馬室小学校

単位:円

1　収入の部	118,067

内訳

前年度繰越金	43,981
第1回リサイクル運動収益金	29,550
第2回リサイクル運動収益金	16,620
第3回リサイクル運動収益金	12,160
集団回収事業報奨金(鴻巣市環境課)	15,690
利息	66

2　支出の部	117,345

内訳

校内整備用材料(木材、板、ペンキ等)	0
機械・工具等	0
花壇・菊づくり	0
飼育動物の餌	0
清掃用具	0
教育活動補助・理科実験用具	33,615
わんぱくの森修理基金	10,000
事務用品・用紙等	0
運動会・行事等補助(式典生花等)	73,730

3　差し引き残高

総収入　118，067　(円)-総支出　117，345(円)=　残高722　(円)

上記の通り報告いたします。但し、722円は令和8年度に繰り越します。

令和8年3月27日　　馬室小学校PTA会長　島田　優子　印

上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年3月30日　　監事

令和７年度わんぱくの森修理基金 会計報告

1　収入の部	２０６，６９０円

内訳

前年度繰越金	１９６，３７３円
利息	３１７円
令和６年度親子リサイクル収益金から	１０，０００円

2　支出の部	０円
3　差引残高	２０６，６９０円

総収入（２０６，６９０円）－総支出（０円）＝２０６，６９０円

上記の通り報告いたします。但し、２０６，６９０円は令和８年度に繰り越します。

令和８年３月２７日　　馬室小学校ＰＴＡ会長　島田　優子　㊞

上記の通り相違ないことを認めます。

令和８年３月３０日

監　事

監　事

監　事

令和７年度馬室小学校周年行事積立金 会計報告

１　収入の部　……　７２３，１６６円

内訳

前年度繰越金	５７２，２５４円
令和７年度積立金（ＰＴＡ会計より）	１５０，０００円
預金利息	９１２円

２　支出の部　……　０円

３　差引残高　……　７２３，１６６円

収入（７２３，１６６円）－支出（０円）＝７２３，１６６円

上記の通り報告いたします。７２３，１６６円は令和８年度に繰り越します。

令和８年３月２７日　　馬室小学校ＰＴＡ会長　島田　優子　㊞

上記の通り相違ないことを認めます。
令和８年３月３０日

監　事

監　事

監　事

令和8年度 PTA事業計画(案)

月	日	執行部	日	児童安全部	日	保健体育・家庭教育部	日	ベルマーク部
4	21 21	執行部会 新旧PTA役員会 PTA総会(書面)	21	新旧PTA役員会 引継ぎ、部会 PTA総会(書面)	21	新旧PTA役員会 引継ぎ、部会 PTA総会(書面) AED講習会予約・案内文作成	21	新旧PTA役員会 引継ぎ、部会 PTA総会(書面)
5	14 14 29	執行部会、第1回PTA役員会 AED講習会 第1回学校運営協議会 放課後子ども教室第1回実行委員会 プール清掃協力	14 14	ひとり一役見守り当番案内文作成・発行 第1回PTA役員会、部会 AED講習会	14 14	第1回PTA役員会、部会 AED講習会	14 14	第1回PTA役員会、部会 AED講習会 ベルマーク回収/仕分け
6	5 6 	馬室小運動会前日準備協力 馬室小運動会当日協力 水難危険箇所巡視	4 6	登校指導当番/下校時パトロール 馬室小運動会当日協力	6	馬室小運動会当日協力	6	馬室小運動会当日協力
7	8 13 	第2回PTA役員会 会計監査 南部地区人権教育実践報告会 水難パトロール カーテン洗濯	3 8	登校指導当番/下校時パトロール 第2回PTA役員会 2学期旗振り当番表作成・発行	8	第2回PTA役員会	8	第2回PTA役員会
8				「無事カエル」作成準備				部会、ベルマーク回収/仕分け
9		執行部会	4	登校指導当番/下校時パトロール				
10	 21	 第3回PTA役員会	14 21	登校指導当番/下校時パトロール 第3回PTA役員会	21	第3回PTA役員会	21	第3回PTA役員会 部会、ベルマーク回収/仕分け
11	7 16 19 	馬室っ子音楽会 安全ボランティア連絡会 馬室っ子すこやか委員会 第2回学校運営協議会	16 16	登校指導当番/下校時パトロール 安全ボランティア連絡会	19	馬室っ子すこやか委員会		
12	16	会計監査		3学期旗振り当番表作成・発行				
1	28	新入学児童保護者説明会 第3回学校運営協議会	8	登校指導当番/下校時パトロール				
2	 17 	執行部会・新旧執行部役員顔合わせ 第4回PTA役員会 放課後子ども教室第2回実行委員会	4 17 17・18	登校指導当番/下校時パトロール 第4回PTA役員会 次年度役員選出司会進行 部会、1学期旗振り当番表作成	17 17・18	第4回PTA役員会 次年度役員選出司会進行 AED講習会予約	17 17・18	第4回PTA役員会 次年度役員選出司会進行 部会、ベルマーク回収/仕分け
3	9 24 30	学年会計監査 青少年非行防止パトロール 馬室小学校卒業証書授与式 PTA会計監査	4	登校指導当番/下校時パトロール 1学期旗振り当番表作成・発行				集計報告とお礼の手紙の作成・発行
4	 	 新旧PTA役員会 PTA総会(書面)		登校指導当番 ひとり一役選出司会進行 新旧PTA役員会 PTA総会(書面)		ひとり一役選出司会進行 新旧PTA役員会 PTA総会(書面)		ひとり一役選出司会進行 新旧PTA役員会 PTA総会(書面)

※令和8年度 馬室小学校「年間行事予定」を参考に作成しております。予定は変更となる場合があります。

※ベルマーク回収/仕分けは、テトラパック・インクカートリッジ回収も含みます。

令和8年度　PTA会費・学校関係費会計予算書（案）

単位：円　　鴻巣市立馬室小学校

項目			令和７年度予算額	令和８年度予算額	増減	備考
収入の部	会費・学校関係費		1,080,000	1,032,000	-48,000	年額4,800円×（家庭数195人+職員20人）
	繰越金		601,549	704,603	103,054	前年度繰越金
	雑収入			0	0	
	預金利子			0	0	
収入の合計			1,681,549	1,736,603	55,054	
支出の部	会議費		0	0	0	
	内訳	総会費	0	0	0	
		雑費	0	0	0	
	需要費		330,000	330,000	0	
	内訳	事務費	50,000	50,000	0	トナー、事務用品、振込手数料等
		消耗品費	30,000	30,000	0	事務以外の消耗品等
		備品費	30,000	30,000	0	
		環境整備費	150,000	150,000	0	校内環境整備に関わる消耗品、備品等
		旅費	5,000	5,000	0	救急搬送等付添者の交通費等
		渉外費	15,000	15,000	0	功労者記念品代等
		慶弔費	50,000	50,000	0	
	活動費		51,000	48,000	-3,000	
	内訳	常任委員会費	30,000	30,000	0	学校行事消耗品購入等
		保健体育・家庭教育部費	6,000	3,000	-3,000	研修会開催費等
		児童安全部費	10,000	10,000	0	児童安全活動消耗品・マスコット人形材料費等
		ベルマーク部費	5,000	5,000	0	送料等
		広報部費	0	0	0	休部
	各種負担金		50,000	50,000	0	
	教育振興費		700,000	700,000	0	学校行事、教育活動諸費用補助
	周年積立金		150,000	150,000	0	150周年に向けて
	予備費		400,549	458,603	58,054	
支出の合計			1,681,549	1,736,603	55,054	

令和８年度収支計　　収入合計　1,736,603　－　支出合計　1,736,603　＝　0円

上記の通り上程いたします。　　馬室小学校PTA会長　　島田　優子

鴻巣市立馬室小学校ＰＴＡ会則

第１条　　本会は、馬室小学校ＰＴＡと称する。

第２条　　本会は、馬室小学校児童の保護者、職員をもって組織し、事務局を馬室小学校に置く。（以下、会員と称する。）

２ 本会会員の入退会については、任意とする。

第３条　　本会は、会員相互の研修及び協力により、学校教育の成果を十分発揮するため、 学校と家庭との連携を密にし児童の福祉を増進することを目的とする。

第４条　　本会は、必要により、他のＰＴＡの組織に加盟することができる。

第５条　　本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

（１）学校と家庭との連携を密にし、ＰＴＡの運営と活動に努める。

（２）教育の振興について調査研究し、その対策をはかる。

（３）講演会・講習会を開催し、会員相互の研修をはかる。

（４）関係機関、他団体との連携調整をはかる。

（５）その他本会の目的達成に必要を認め、役員会により承認された事項。

第６条　　本会は、次の機関を置く。

（１）総会 （２）役員会 （３）執行部会

第７条　　総会は、本会の最高議決機関であって、会長がこれを召集する。総会の開催方法については、対面及びオンライン若しくは書面での開催とする。対面及びオンラインで行う場合は、会員の２分の１以上の出席をもって成立する。総会の欠席者には、委任状を認める。書面の場合は、有効回答数が２分の１以上の回答をもって成立する。

第８条　　総会は、毎年１回原則として４月に開く。ただし、委員会において必要と認めた場合、または、会員の３分の１以上の要求があった場合は、臨時総会を開く。

第９条　　役員会は、役員によって構成され、総会に次ぐ議決機関であって、会長が必要と認めたとき、または、３分の１以上の役員の要求があったとき、会長がこれを召集する。会議の成立は、全て総会に準ずる。

第１０条　　本会は、次の役員を置く。

（１）顧問 １名

（２）会長 １名

（３）副会長 ６名程度（１名は教頭）

（４）書記 ２名程度

（５）役員 若干名

（６）監事 ３名以上

（７）幹事 ２名

第１１条　　会長は、本会を代表し、一切の業務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

第１２条　　役員は、各部を構成し、各種事業を計画・執行する。

第１３条　　監事は、本会の事業及び会計を監査する。また、会員に限らない。（監査の確認については監事の記名をもって効力を持つものとする。）幹事は、庶務とし、副会長と幹事で会計を司る。

第１４条　役員の決定は、次の通りとする。

（１）会長、副会長、書記は役員会において会員より選出し、総会の承認を得る。

（２）役員の選出時期については、２年生から６年生の保護者は、前年度最後の学級懇談会以降、今年度最初の学級懇談会までとし、１年生の保護者は、今年度最初の学級懇談会終了までとする。

（３）役員の選出数は各学年の児童数から１６を引いた数から６で割った人数とする。（端数は切捨てとする。）

（４）役員の選出方法は、役員に立候補した者から学年役員及び執行部役員を選出するものとする。なお、執行部役員については事前の立候補者が不足した場合、役員の選出時期に選出するものとする。また、会長が選出されない場合、現執行部役員、執行部役員経験者、会長経験者、学校が協議するものとする。　※（９）

（５）監事は、前年度の各部長とする。（但し、部長が次年度の役員となった場合及び諸事情により監事を務めることができない事由が発生した場合は、部員より選出する。）

（６）幹事は、事務局とする。

（７）会長は、必要に応じ顧問を委嘱することができる。

（８）なお、感染症の流行・天災などにより、やむをえず対面での懇談会が行えない場合は、書面により選出する。

第１５条　（１）役員の任期は、１年とする。（本年度総会から次年度の総会までとする。）ただし、監事を除き再任を妨げない。

第１６条　本会は、その目的を達成するために、次の各部を置く。

（１）保健体育・家庭教育部　保健体育、会員の研修及び生活環境事業の企画と運営にあたる。

（２）児童安全部　児童の防犯、交通安全への協力に関する企画と運営にあたる。

（３）ベルマーク部　ベルマークに関する企画と運営にあたる。

（４）広報部　広報に関する企画と運営にあたる。

２ 各部は、正副部長、会計、書記、部員をもって組織し、事業の企画運営にあたる。（部長の選出は２年生から５年生の保護者とする）

３ 正副部長は、部員の互選による。

第１７条　執行部は、正副会長、書記、幹事をもって組織し、ＰＴＡ活動全般の運営と執行について協議する。

第１８条　免除規定として、会長を務めた者は、以後の役員の選出及びひとり一役について免除とする。また、執行部役員を満２年務めた者は、現在在籍中の児童又は以後５年以内に入学した児童が卒業するまでの間、役員選出について免除とする。

２ PTA連合会の本部役員を務めた者は、本会の会長を務めた者と同等とみなし、以後の役員の選出及びひとり一役について免除とする。

第１９条　常任委員会は、執行部、各部の部長及び幹事をもって組織し、ＰＴＡ全般の企画と運営にあたる。

第２０条　会員は、学級役員を中心として、学級の教育活動に協力する。

第２１条　本会の経費は、会費及びその他の収入によって賄われ、会計年度は、４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。なお、会費変更については、総会の決議によらなければなら

ない。

第２２条　本会則の改廃は、総会の決議によらなければならない。

第２３条　本会は、次の帳簿を備える。

（１）会則綴り （２）役員名簿 （３）会計書類 （４）記録簿

第２４条　本会の目的達成に必要な規定は、別に定めることができる。

第２５条　本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

附則

（１） この会則は、昭和４４年４月１日から施行する。
（２） 昭和５５年４月３０日 会則一部改正
（３） 昭和５６年４月３０日 会則一部改正
（４） 昭和６２年４月３０日 会則一部改正
（５） 平成 元年５月 １日 会則一部改正
（６） 平成 ２年４月２７日 会則一部改正
（７） 平成 ３年４月２６日 会則一部改正
（８） 平成 ４年４月３０日 会則一部改正
（９） 平成 ６年４月２８日 会則一部改正
（１０）平成１０年３月 ７日 会則一部改正
（１１）平成１２年４月２７日 会則一部改正
（１２）平成１５年４月２５日 会則一部改正
（１３）平成１６年４月２３日 会則一部改正
（１４）平成１８年４月２１日 会則一部改正
（１５）平成１９年４月２０日 会則一部改正
（１６）平成２２年４月２８日 会則一部改正
（１７）平成２４年４月２７日 会則一部改正
（１８）平成２５年４月２６日 会則一部改正
（１９）平成２６年４月２５日 会則一部改正
（２０）平成２７年４月２８日 会則一部改正
（２１）平成３０年５月 １日 会則一部改正
（２２）令和 ３年４月３０日 会則一部改正
（２３）令和 ４年５月 ６日 会則一部改正
（２４）令和 ５年５月 ２日 会則一部改正
（２５）令和 ６年５月 １日 会則一部改正
（２６）令和 ７年５月 ２日 会則一部改正
（２７）令和 ８年５月　 日 会則一部改正

鴻巣市立馬室小学校ＰＴＡ慶弔規定

1 見舞い

会員がＰＴＡ行事に参加し、負傷により２週間以上入院した場合、二千円をおくる。

2 慶事

職員が結婚した場合、五千円をおくる。

3 弔事

（１） 会員死亡の場合
香典五千円と供物を供え、弔意を表す。
（２） 児童が死亡した場合
香典一万円と供物を供え、弔意を表す。

4 転退職

職員が転退職したとき記念品をおくる。記念品代は三千円とし、４年目以降は、１年ごとに千円を加え、一万円を限度とする。

5 会員以外の慶弔等

会員以外の者に対して慶弔見舞い等の必要が生じた場合、会長、副会長で協議のうえ処置する。

6 緊急または特殊の場合

会長が専決処理し、役員会に報告し承認を得るものとする。

7 この内規は、平成２６年４月２５日より実施する。

鴻巣市立馬室小学校 PTA 会計細則

１．馬室小学校 PTA 会計の執行は、この細則による。
２．会計執行のため、各専門部はそれぞれ会計担当者を１名置くものとする。また、会計監督者は PTA 会長とし、各専門部の長がそれを補佐し、会計執行状況を監督するものとする。
３．PTA 会計は会員から委託された PTA 会費を運用するものであり、その執行は児童又はPTA 会員に還元することを目的とする。
４．各専門部の会計担当者は、会計監督者の指示のもとで予算に従いPTA 活動に必要な会計執行にあたる。
５．会計執行においては、支払先より領収書の交付を受け現金出納簿に添付する必要がある。その際、領収書は購入品の記載のあるもののみを認める。また、事情により領収書の交付を受けられない場合は、その旨を会計監督者に申し出て承認を受けるものとする。
６．各会計担当は、領収書をもとに出金伝票を作成する。その際、会計執行内容が明確となるように、具体的な用途・目的も併せて記入する。また出金伝票の内容を現金 出納簿に記載し、会計執行状況を取りまとめる。
７．各会計担当者は、年度末に現金出納簿・出金伝票を会計監督者に提出し、会計執行状況の確認を受けるものとする。会計監督者は、収支状況に間違いがないこと、現金出納簿・出金伝票に不備が無いことを確認したうえで署名・捺印する。また、領収書なしの出金伝票がある場合は、承認した旨を記入するものとする。その後、執行部会計へ提出する。
８．執行部会計は、提出書類をもとに会計執行内容が適切か否かを確認する。必要に応じて執行部にて会計執行内容を検討し、不適切と判断した場合は是正を求めるものとする。

この細則は、平成２７年４月２８日より施行する。